# 生産性向上特別措置法に係る新たな固定資産税特例について

#### 1. 趣 旨

今通常国会(第196回)において平成30年5月16日に成立した「生産性向上特別措置法」は、今 後3年間を「生産性革命・集中投資期間」と位置付け、中小企業の生産性革命を実現するため、市 の認定を受けた中小企業の設備投資を、新たな固定資産税特例により支援する制度である。

本制度を受けて、地域企業の生産性向上及び設備投資を最大限促進させ産業振興につなげるため、 平成30年度から3年間に取得した固定資産税(償却資産)の課税標準について3年間ゼロとする飯 田市税条例の一部改正及び導入促進基本計画の策定など所要の手続きを行う。

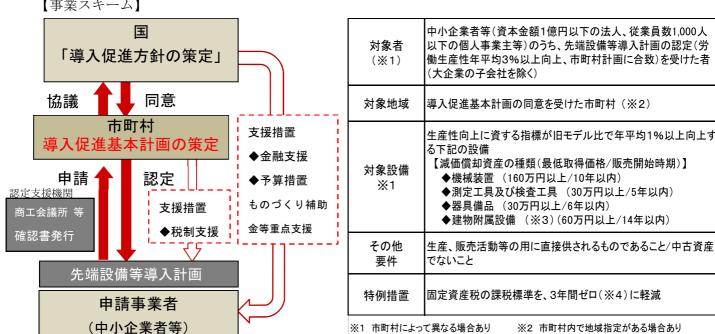
#### 2. 制度の概要

## 【内 容】

中小企業等が、先端設備等導入計画の認定を受け、制度要件を満たし設備投資を行った場合に、 固定資産税(償却資産)の課税標準について3年間ゼロにする。

- ◆市町村計画(導入促進基本計画)に基づき先端設備等導入計画承認を受ける
- ◆労働生産性が年平均3%向上
- ◆企業の収益向上に直接つながる 等

#### 【事業スキーム】



### 【補助金等への重点支援】

ものづくり・サービス補助金等の優遇措置 [課税標準額をゼロとした場合のみ]

「ものづくり・サービス補助金」等では、固定資産税(償却資産)の課税標準について「ゼロ」 と定めた市町村における「先端設備等導入計画」の認定を取得した事業者に対し、優先採択や、 補助上限率が 1/2 から 2/3 に優遇される。

※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

※4 市町村の条例で定める割合

### 3. 飯田市の対応

固定資産税は、市税の基幹的な税目であることを踏まえ、3年間という時限的な特例措置を堅持しつつ、地域企業の生産性の向上および産業振興につなげるため、平成30年度から3年間に取得した固定資産税(償却資産)の課税標準について3年間ゼロとする飯田市税条例の一部改正及び導入促進基本計画の策定を行う。

### 【税条例改正スケジュールと各補助金との連動について】

・平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」等の1次採択において優先採択を受けた場合には、①特例率に関する条例が成立し、②市町村から計画認定を受けたこと、が条件となり交付決定される。なお、事業者は実施期間内に事業の完了が必要であり、間に合わない場合は、取り消しや補助金交付が無くなることから、早期に条例改正をする必要があり、平成30年第2回定例会において飯田市税条例の一部を改正する条例案を提出する。

### 【導入促進基本計画の策定】

・市で策定する導入促進基本計画策定については、6月上旬から国との事前協議に入り、6月末までに承認を得られるよう速やかに本協議を進める。併せて、事業者から申請される先端設備導入計画に対する受付体制を整え、制度活用が図られるよう進める。

## 【期待できる効果】

- ・生産性向上により新たな産業の創出、地域産業の高付加価値化に期待できる。
- ・中小企業の老朽化した設備投資の更新が加速化され、労働生産性が向上する事が期待できる。
- ・ものづくり・サービス補助金など各種国庫補助金の優遇措置に対する期待がかなり高く、企業の 戦略的な設備投資が最大限に行われることが見込まれる。

# 「企業立地・振興補助金」及び「中小企業経営強化法」と「生産性向上特別措置法」の関係

## ■現行制度

## 【企業立地·振興促進事業補助金】

対象者	製造業者、情報サービス業、インターネット付随サービス業、研究機関等
補助対象①	対象:土地の取得・賃借費用(面積要件あり) 内容:取得費用の10%、貸借費用の3年分 (内容により補助率増加)
補助対象②	対象: 固定資産税相当分(金額要件あり、雇用3人以上増加) ◆土地 ◆建物 ◆償却資産(機械装置、建物付属設備)。 内容: 固定資産税3年相当分 (内容により補助率増加)

<sup>※</sup>主な内容に限って記載。

## 【中小企業経営強化法】

期間	平成28年7月から平成31年3月31日に取得した償却資産
対象者 ※1	中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、経営力向上計画の認定(労働生産性年平均1%以上向上、国の指針に合致)を受けた者、大企業の子会社を除く)
対象地域	市町村
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内)
その他	全業種対象
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 1/2に軽減

<sup>※1</sup> 市町村によって異なる場合あり

## ■新制度

## 【企業立地·振興促進事業補助金】

対象者	製造業者、情報サービス業、インターネット付随サービス業、研究機関等
補助対象①	対象:土地の取得・賃借費用(面積要件あり) 内容:取得費用の10%、貸借費用の3年分 (内容により補助率増加)
補助対象②	対象:固定資産税相当分(金額要件あり、雇用3人以上増加) ◆土地 ◆建物
	内容:固定資産税3年相当分 (内容により補助率増加)

<sup>※</sup>主な内容に限って記載。

## 【生産性向上特別措置法】

期間	平成30年(施行の日)から平成33年3月31日に取得した償却資産
対象者 ※1	中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者、大企業の子会社を除く)
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内)
その他	全業種対象
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ(※2)に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村の条例で定める割合